

# 昼食等校内販売に関する取り決め事項

沖縄県立北山高等学校長

標記について、令和8年度は次のように定める。

1. 販売契約期間は、令和8年4月8日から令和9年3月19日までの期間で、学校が指定する日とする。
2. 販売業者は、食品衛生法第52条による「営業許可証」を受けた営業者でなければならない。
3. 販売を希望する業者は、所定の許可申請書と営業許可書(食品衛生法21条関係)の写し等を添付し、定められた期限までに提出するものとする。
4. 販売業者は、弁当2業者程度、パン1業者程度とする。
5. 許可申請書提出締め切り時までに申請のあった業者を対象に選考のうえ決定する。なお、結果については文書にて通知する。
6. 販売場所は、本校管理棟のピロティーとする。
7. 販売時間は、本校が設定した昼食時間帯とする。販売の準備は、昼食開始時刻の15分前から所定の場所で行うことができる。
8. 学校は、販売業者に対し、毎月の末迄に、翌月の行事日程を提示し、販売可能な日時を通知する。
9. 全ての販売品は、食品表示法に基づき必ず明記する。
10. 全ての販売品は、食品衛生法に基づき予め店舗(調理場)にて弁当箱に詰めること。
11. 生徒の安全と健康の確保のため、ガラス容器の使用を不可とし、炭酸甘味飲料の販売はしないこと。
12. 商品の売れ残りについては、学校は責任を負わない。
13. 学校は、必要に応じ、販売方法や商品を点検することができる。
14. 販売業者は、商品販売後の校内美化及び後片付けについて、原状回復すること。
15. 販売業者が学校施設を破損、または減失した時は、直ちに原型に復し、または損害を賠償すること。
16. 販売業者が劣化商品を販売したり、商品の飲食によって、食中毒などを発生させた場合、購入者への代金の返還、診療治療費、損害賠償費用等は、責任をもって対応すること。また、学校や保健所が出す指示・指導や改善策について、誠意をもって応じること。
17. 販売業者が上記の条件に違反した時、学校は販売の一時停止、または販売許可を取り消すことができる。
18. その他、必要な事項は、校長がこれを決める。